



熱中症の危険が高まる季節です。こまめに水分と塩分を補給し、休憩を取りながら無理なく過ごしましょう。

令和 7 年度分の保険税 (料) 納付書を送付します

「国民健康保険税納入通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を 7 月中旬に郵送します。

< 国民健康保険税 >

国民健康保険加入者は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。国民健康保険の納税義務者は世帯主となるため、会社などの社会保険に加入していても世帯主あてに通知します。保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率は、納入通知書の裏面をご覧ください。
(令和 6 年度と同率)

納付方法 (2 種類)

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」
- 普通徴収の場合は、口座振替による納付が原則となっています。納期内納付の促進のため、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

特別徴収対象の方

- 次のすべての要件に該当する方
- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳の世帯
 - ・年金受給額が年額 18 万円以上
 - ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の 2 分の 1 を超えない
- ※特別徴収対象者で、保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることによって口座振替に変更できます。
※10 月から特別徴収を開始される方は、納付期別納付額明細の「特別徴収」欄に税額を記載しています。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合は、保険税を軽減します。(所得の申告がないと軽減が受けられません) 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

① 平等割額の軽減

特定世帯 (同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで国保被保険者が単身となった世帯) は 5 年間、平等割が 2 分の 1 に軽減、6～8 年目の特定継続世帯は 4 分の 1 を軽減します。

② 低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ移行前と同様に軽減します。

③ 被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった 65 歳以上の方は申請により軽減が受けられます。

④ 非自発失業に係る減免

倒産または解雇など会社の都合で離職され、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は申請により軽減される場合があります。

※災害や病気、倒産・解雇による失業などで国民健康保険税の納付が困難な時は、分割納付や納付期限

の延長、減免制度の適用などが認められる場合がありますので、お早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

保険税の免除

妊娠または出産した被保険者がいる国保加入世帯に対し、被保険者に係る所得割額および均等割額を申請により免除します。

対象者

国民健康保険被保険者で出産予定または出産された方

対象期間

出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの 4 カ月間 (多胎妊娠の場合は、出産月の 3 カ月前から出産月の翌々月までの 6 カ月間)

免除額

所得割額および均等割額の全額

< 後期高齢者医療保険料 >

保険料は、被保険者一人一人に納めていただきます。納付方法は、年金受給額などで異なります。

納付方法 (2 種類) ※特別徴収が優先されます。

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による窓口納付の「普通徴収」
- ① 4 月の年金から天引きされている方
4 月・6 月・8 月の年金から天引き (仮徴収) されている方は、決定した保険料から仮徴収額を差し引いた額を、10 月・12 月・令和 8 年 2 月に支給される年金から天引きします。
※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

② 年金から天引きされない方

年金受給額が年額 18 万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ 8 回 (7 月～令和 8 年 2 月) となります。

③ 10 月の年金から天引きされる方

令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 4 月 1 日の間に八街市に転入された方や、75 歳になられた方 (②の方は除く) などは、7 月～9 月は納付書または口座振替で納付し、10 月の年金から天引きを開始します。

保険料算定の基礎

均等割額 43,800 円 所得割率 9.11 %

保険料上限額 80 万円

保険料の納付方法の変更

年金から天引きされている方も、市に申し出ることによって口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減

- ① 後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割を軽減します。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する直前に「会社などの健康保険被扶養者」の場合は、所得割はかからず、均等割が 5 割軽減 (加入月から 2 年間) します。
「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、ご確認ください。

国保年金課

☎ 4 4 3 - 1 1 3 9